

## 健康診断について

### ◆特定業種に一定期間従事していた方は事前健康診断が必要です◆

#### 【 加入時・事前健康診断が必要な特定業種について】

従事されてからの通算期間が下記の表に該当する場合は各実施すべき健康診断を事前に受診していただく必要があります。

各種健康診断は、すべて国が費用を負担しますので無料で受診できます。(交通費は自己負担)  
特定業種の事前健康診断は指定病院(別紙参照)で受診していただく必要がございます。一般の健康診断では必要な項目が不足していますので一般の健康診断の結果を添付していただいても無効となりますのでご注意ください。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業種	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

#### 《受診の流れ》

- ① 健康診断実施機関を選択。
- ② 一人親方特別加入時健康診断申出書を当組合から所轄労働基準監督署長に提出。
- ③ 健康診断申出書の業務歴から判断して健康診断が必要と認められる方に対して所轄労働基準監督署長より、当組合に約 1~2 週間の間に『特別加入健康診断指示書』が郵送交付。  
『特別加入健康診断実施依頼書』を当組合から受診されるご本人様に郵送。
- ④ 『特別加入健康診断実施依頼書』に記載された期間内に、直接連絡して受診予約をしてください。指定期間内に受診が出来ない場合は受診希望の病院と直接、日程の調整が可能です。但し、その場合は事前に当会にその旨をご連絡いただく必要がございます。
- ⑤ 同封書類すべて病院に提出し受診。
- ⑥ 受診後に『健康診断証明書』がご自宅に届きましたら原本を中小建へ。

健康診断証明書を提出しなかったり、業務内容・業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり保険給付が受けられない場合があります。

『健康診断証明書』に基づき所轄労働局から承認、非承認通知が当組合に送られてきます。承認、非承認の結果が出るまで 2、3 ヶ月、遅い場合は 3、4 ヶ月かかります。結果まで長期間になりますので先に労働保険加入証明書のコピーを送付することは可能です。労働保険加入証明書の原本は結果が当会に届いてからのお渡しになります。

すでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就業することが困難であって療養に専念しなければならないと認められる場合は業務内容にかかわらず特別加入は認められません。

すでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務から転換を必要とすると認められる場合には当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

## ◆じん肺健康診断を受診する必要がある粉じん作業について◆

- 土石、岩石または鉱物を掘削する作業
- 鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、または傾けることにより鉱物等を積下ろす作業
- 坑内の鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積込み、または積下ろす作業
- 坑内において鉱物等の運搬、充填し、または岩粉を散布する作業
- 岩石または鉱物を裁断、彫り、または仕上げする作業
- 研磨剤の吹き付けにより研磨、または研磨剤を用いて動力により岩石、鉱物、金属を研磨もしくは、ばり取りもしくは金属を裁断する作業
- 鉱物等、炭素を主成分とする原料またはアルミニウムはくを動力により破碎、粉碎、ふるい分ける作業
- セメント、フライアッシュまたは粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品を乾燥、袋詰め、積込み、積下ろす作業
- 粉状のアルミニウムまたは酸化チタンを袋詰めする作業
- 粉状の鉱石または炭素原料を原料または材料として使用する物を製造、加工する工程において粉状の鉱石
- 炭素原料またはこれらを含む物を混合、または散布する作業
- ガラス、またはほうろうを製造する工程において原料を混合する作業、または原料もしくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業
- 陶磁器、耐火物、珪藻土製品または研磨材を製造する工程において原料を混合、成形し原料や半製品を乾燥し、半製品、製品を台車に積込み、積下ろし、仕上げ、荷造りする作業、かまの内部に立ち入る作業
- 炭素製品を製造する工程で炭素原料を混合、成形、半製品、製品を炉詰め、炉出し、仕上げする作業
- 砂型を用いて鋳物を製造する工程で砂型をこわし、砂落とし、再生、砂を混練、鋳ばり等を削り取る作業
- 鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかき落とし、またはかき集める作業
- 金属その他無機物を製錬、溶融する工程で土石、鉱物を開放炉に投げ入れ焼結湯出し鋳込みする作業
- 粉状の鉱物を燃焼する工程、金属その他無機物を製錬し溶融する工程で炉、煙道、煙突等に付着、堆積した鉱さい灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み下ろし、容器に入れる作業
- 耐火物を用いてかま、炉等を築造、修理、または耐火物を用いたかま、炉等を解体、破碎する作業
- 屋内、坑内またはタンク、船舶、管、車両等の内部で金属を溶断、アーク溶接、アークでのガウンジク作業
- 金属を溶射する場所の作業
- 染土の付着した藎草を庫入れ、蔵出し、選別調整、または製織する場所で作業
- 長大ずい道の内部のホッパー車からパラストを取りおろし、マルチプルタイタンパーにより道床をつき固める作業
- 石綿をときほぐし合剤、紡績、紡織、吹付け、積込み、積下ろし、石綿製品を積層、縫合わせ、切断、研磨仕上げ、包装する場所で作業

じん肺健康診断を受けた場合は、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、エックス線写真を『健康診断証明書』に添付することが必要です。

## ◆振動障害健康診断を受診する必要がある振動工具について◆

- 削岩機
- ブッシュクリーナー
- スケーリングハンマー
- コンクリートブレーカー
- ピッチングハンマー
- 床上用研削盤
- 携帯用木材皮剥ぎ機
- サンドランマー
- 鋌打機
- スィング研削盤
- 携帯用タイタンバー
- ベビーハンマー
- コーキングハンマー
- 卓上研削盤
- 携帯用削岩機
- エンジンカッター
- チェーンソー

上記の振動工具と類似の振動を身体局所的に与えると認められる工具

## ◆有機溶剤健康診断を受診する必要がある有機溶剤について（水溶性はのぞく）

- アセトン
- キシレン
- 酢酸ペンチル
- スチレン
- イソブチルアルコール
- クレゾール
- 酢酸メチル
- 1,1,2,2-テトラクロルエタン
- イソプロピルアルコール
- クロルベンゼン
- 四塩化炭素
- テトラヒドロフラン
- イソペンチルアルコール
- クロロホルム
- シクロヘキサノール
- テトラクロルエチレン
- エチルエーテル
- 酢酸イソブチル
- シクロヘキサノン
- 1,1,1-トリクロルエタン
- セロソルブ
- 酢酸イソプロピル
- 1,4-ジオキサン
- トリクロルエチレン
- セロソルブアセテート
- 酢酸イソペンチル
- 1,2-ジクロルエタン
- トルエン
- ブチルセロソルブ
- 酢酸エチル
- 1,2-ジクロルエチレン
- 二硫化炭素
- メチルセロソルブ
- 酢酸ブチル
- ジクロルメタン
- ノルマルヘキサン
- オルト-ジクロルベンゼン
- 酢酸プロピル
- N,N-ジメチルホルムアミド
- 1-ブタノール
- メタノール
- メチルイソブチルケトン
- メチルエチルケトン
- 2-ブタノール
- メチルシクロヘキサノール
- メチルシクロヘキサノン
- メチルブチルケトン
- ガソリン
- コールタールナフサ
- 石油エーテル
- 石油ナフサ
- 石油ベンジン
- テレピン油
- ミネラルシンナー
- ペトリウムスピリット
- ホワイトスピリット

前各号に掲げる物のみから成る混合物